三九二の一、字大条四三五、四三九の一、四三九の二、四四〇、四四一の一、字船原四五七の一、四五七の三から四五七の六まで、四五九の一、四六〇の一、四六〇の三、四六〇の四、四六二の一から四六二の一二まで、四六二の一四、四六二の一六、四六二の二一、四六二の二八から四六二の三六まで、字向井五七〇の六、五七〇の七、五七二、六二〇の一から六二〇の五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺尾七九一の一から七九一の三まで、字立割七九二の一、七九二の二、七九二の四、七九二の五、字千婆ケ嶽三三五三の九（次の図に示す部分に限る。）、三三五三の一、三三五四の一、三三五四の一六、字八幡口三三六二の一、三三六二の二、三三六二の六、字古枝八四六の六・八四六の七・八五九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七六七の一、七六八の二、七六八の四、七六八の五、七六九の七、七六九の八、八四二の一、八四六の二、八四六の三、八四六の八、八四六の九、八四九、八五二、八五九の一三、字宮内二一四の六（次の図に示す部分に限る。）、一の三、一の六、五の五、五の六、八の七、一九、二〇の一、二一の一、二一の二、二九の二、一四六の一三から一四六の一五まで、二一一の四、二一二の四、二一四の一、字谷九四九の一、九五三の一、九五四の二、九五五の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及びさぬき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県喜多方市慶徳町豊岡字香隈山三四六九の三・三四七三の七（以上二筆国有林）、三四六九の一、三四七三の二、三四七三の一一、三四七四の二、三四七五の二、三四九〇の二、三四九七の二、慶徳町松舞家字大門一六九五、岩月町入田付字大峠山七八一四の三、字入水上七七六四のイ、七七六四の三、七七六五、七七六六、関柴町関柴字石宮三二七二の二、字死人沢三二七四、字大悪場三二七六、字沼尻二七二二、二七二二の二、字家ノ向二九一四の一、二九一四の二、二九一七、二九二六、字早坂二八〇六、二八〇八の一、字家ノ東二九五二、二九五三の一、二九五四、字菅沼入三二七〇の一、字西林三〇四六の二、三〇四六の三、字本萱場三一三の一、三一三の二、関柴町下柴字収納平四一〇一の一、字柳下二七三五の口、二七三六の二、二七四四の二、字七曲四〇七四、耶麻郡西会津町奥川大字豊島字大牧内深沢尻三六〇一の二、字大稲場一二三四の八、一二四〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大門一六九五、字西林三〇四六の二、三〇四六の三、字本萱場三一三の一、三一三の二、字柳下二七三五の口、二七三六の二、二七四四の二、字七曲四〇七四、字大牧内深沢尻三六〇一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁並びに喜多方市役所及び西会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

魚野川

二　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽字下中子一五一番一地内四等三角点大野原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十二年内務省告示第二百六十七号、昭和四十四年建設省告示第三千六百六十二号、平成十六年国土交通省告示第五百三十八号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から三二三度二三分二〇秒　一号

四七二・四八四メートルの地点

標柱一号から一四一度一五分一七秒　二号

二五一・四八三メートルの地点

標柱二号から一四五度〇三分五三秒　三号

一〇六・八三四メートルの地点

標柱三号から一五六度三四分一〇秒　四号

七三四・五一〇メートルの地点

標柱四号から二四三度五一分五九秒　五号

八二・五六六メートルの地点

標柱五号から三四一度一八分四五秒　六号

五五・八四五メートルの地点

標柱六号から三五八度五九分二三秒　七号

一〇・〇三七メートルの地点

標柱七号から三二七度二二分三五秒　八号

一一・一〇一メートルの地点

標柱八号から三二八度二三分一九秒　九号

七・八九〇メートルの地点

標柱九号から三二八度二三分一六秒　十号

九・三一七メートルの地点

標柱十号から二一度四四分三五秒　十一号

〇・七二八メートルの地点

標柱十一号から三三八度三二分三五秒　十二号

七・四四三メートルの地点

標柱十二号から三三三度五一分五八秒　十三号

六・八三五メートルの地点

標柱十三号から二四五度一九分三六秒　十四号

一・二一九メートルの地点

標柱十四号から三三四度五七分一三秒　十五号

一四・三七八メートルの地点

標柱十五号から三三四度五五分三九秒　十六号

一三・〇一四メートルの地点

標柱十六号から三三八度三一分二八秒　十七号

六・〇七四メートルの地点

標柱十七号から三三七度〇一分一一秒　十八号

一四・〇一八メートルの地点

標柱十八号から三三七度五一分〇八秒　十九号

一四・一三二メートルの地点

標柱十九号から三四一度三〇分一八秒　二十号

六・〇三六メートルの地点

標柱二十号から三三八度五九分一四秒　二十一号

一五・〇三一メートルの地点

標柱二十一号から三四四度一七分一七秒　二十二号

一五・五七五メートルの地点

標柱二十二号から三四四度一一分三四秒　二十三号

六・一四五メートルの地点

標柱二十三号から三四六度一〇分二七秒　二十四号

一六・七〇九メートルの地点

標柱二十四号から三三八度〇〇分二九秒　二十五号

一二五・二〇一メートルの地点

標柱二十五号から三三六度一一分二八秒　二十六号

二六一・二〇〇メートルの地点

標柱二十六号から三三七度三〇分一六秒　二十七号

一七・二七三メートルの地点

標柱二十七号から三二八度四〇分三六秒　二十八号

一〇八・三八九メートルの地点

標柱二十八号から三一三度三六分二四秒　二十九号

二二五・四一〇メートルの地点

○国土交通省告示第千二百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十一月十四日

国土交通大臣　石井　啓一